

# 高齢者安全運転支援装置の設置費補助制度を開始します

近年、高齢ドライバーの踏み間違いによる重大事故が多発しています。こうした痛ましい事故を防ぐため、高齢者を対象にした、後付けの「安全運転支援装置」の設置費用に対する補助を行います。(お一人様につき1台(回)限り)



- ▶ **申請期間**／7月1日(水)～令和3年3月1日(月)
  - ▶ **対象者要件**／次の要件を全て満たす必要があります。
    - 市内に住所を有し、令和3年3月31日時点で65歳以上の方
    - 有効期限内の自動車運転免許証を保有している方
    - 自動車税および市税の滞納がない方
    - 非営利かつ自ら使用する自動車に、令和2年4月1日以降に安全運転支援装置を設置した方
    - 申請者が支払った購入設置費に対する他の補助金を受けていない方(国の補助金は除く)
  - ▶ **補助対象自動車**／次の要件を全て満たす必要があります。
    - 自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されていて、「使用者の氏名または名称」欄に申請者の氏名が記載されているもの
    - 安全装置が設置可能で、個人の用途に供するもの
  - ▶ **補助対象の安全運転支援装置**／
    - 国土交通省の性能認定を受けた後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置
      - ※(一社)次世代自動車振興センターが認定し、かつ県内の認定取扱事業者で設置する必要があります。詳しくは、下記ホームページをご覧ください。
      - 国土交通省ホームページ □ <http://www.mlit.go.jp/>
      - (一社)次世代自動車振興センターホームページ □ <http://www.cev-pc.or.jp/>
- 必ず設置前にご確認ください。**

- ▶ **補助金額**／  
装置の購入設置にあたって負担した額の5分の4(1,000円未満切り捨て)

## 上限金額

- 障害物検知機能付き 32,000円
- 障害物検知機能なし 16,000円

※設置に際して行った自動車の故障箇所の修理や改造に係る経費は除きます。

- ▶ **申請方法**／  
安全運転支援装置の設置日から3か月を経過する日または令和3年3月1日のいずれか早い日までに、以下の書類などを危機管理課または各支所へご提出ください。(郵送可)
  - ※4月1日～6月30日までに設置した方は、9月30日までに申請してください。
  - 申請書兼実績報告書(\*)
  - 安全運転支援装置販売・設置証明書(認定取扱事業者が発行(\*))
  - 補助金交付請求書(\*)
  - 運転免許証の写し
  - 車検証の写し
  - 領収証・レシートの写し
  - 通帳の写し(銀行名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人がわかるページ)
  - 印鑑(朱肉使用の認印)(\*)窓口で配布または市ホームページからダウンロード可

☎ 危機管理課 ☎ (55)7130 〒496-8555(住所不要) □ <https://www.city.aisai.lg.jp/>